

みえの出逢い応援団体強化事業業務 仕様書

1 業務名 みえの出逢い応援団体強化事業業務

2 期間 契約締結日～平成30年3月26日（月）

3 業務の目的

本県では、少子化対策の一環として、平成26年度から「みえの出逢い支援事業」に取り組んでいる。

平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター（以下「サポートセンター」という。詳しくは別紙1参照）」を開設し、結婚を希望する人に対し、出逢いの機会の情報を提供してきた。サポートセンターの会員向けにアンケートを行ったところ、趣味や体験を通じた出逢いの機会の場を求める声が多かった。しかし、現在サポートセンターが情報提供を行っている出逢いの機会は、レストランでのパーティー形式が多く、出逢いの場を提供する出逢い応援団体も比較的、出逢いイベントが開催しやすい飲食店が多いなど業種に偏りがあることから、会員ニーズの高い趣味や体験を通じた出逢いの機会が地域で数多く提供される仕組みづくりを行う必要がある。

また、参加者が集まらず主催したものが中止となった出逢い応援団体等はその後の活動が低調になる傾向があることから、そのような団体が今後も自主的にその活動を続けていけるための支援やノウハウ提供等が必要である。

そこで、本事業は、サポートセンター会員のニーズにあった魅力ある出逢いの機会を提供できる企業・団体・NPO（以下「団体等」という。）の発掘と連携の推進、及び今後団体等が地域で魅力ある出逢いの機会を自主的かつ継続的に提供できる仕組みづくりを目的とするものである。

4 委託業務の内容

結婚を希望する人のニーズにあった魅力ある出逢いの機会が県内各地で活発に開催されるよう、趣味や地域づくりをテーマとした交流の機会や体験型イベント等を提供できる潜在的な能力を有する団体等を中心にサポートセンターと連携して出逢いの機会を提供するよう広く働きかけを行うとともに、団体等が互いに情報を交換し、連携できるような機会の提供を行い、団体等の自主的かつ継続的な出逢いの機会の提供につなげる。働きかけの際は、県の出逢い支援事業のほか、県が今年度実施する「複数企業による交流機会の提供補助事業」についても周知すること。また、団体等が出逢いの機会を創出する際、参考になるような好事例の収集及びQA集の作成を行う。そのため受託者は、県と協議しながら、以下の業務について事業の計画・運営の全てを行う。

なお、実施にかかる費用は全て委託金額に含むものとする。

(1) 事業計画の作成

委託契約後、スケジュールなど事業全体の業務計画書及び業務範囲を作成し、県に提出すること。なお、県との協議・報告の実施時期についても、事業計画に含めること。

(2) 特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンターとの連携

県内の NPO をとりまとめている「特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター（以下、「ネットワークセンター」という）と連携し、県内各市町の NPO 代表者が集まる会議において、本事業の趣旨等を説明し、できるだけ多くの NPO に出逢いの機会を提供してもらうよう促す。また、事業終了後にも、上記会議において本事業の実施報告を行い、出逢いの機会を提供することが NPO 活動活性化にも資することについて理解を得るよう努めること。

（3）団体等へ出逢いの機会の提供に向けた働きかけ

出逢いの機会を提供できる団体等を発掘するために、団体等を訪問し、先進事例やサポートセンターの仕組みを説明し、働きかけを行う。働きかけは、地域・業種に偏りがないようにすること。加えて、ネットワークセンターとも連携し、出逢いの機会となるようなイベントの実施可能性が高いと思われる団体を選定し、選定した団体には個別に働きかけを行う。ここで、単独での出逢いの機会の提供が難しいと思われるところには、連携先の提案も行うこと。

最終的に、本事業により新たに逢い応援団体に登録する団体等は 50 団体等を最低目標としていることから、働きかけの方法について、上記目標を達成するためにどのような手法をとるのか、効果的な手法（ツール等も含む）を提案すること。ツール等を作成した場合は、成果品を提出すること。

①団体等への働きかけ

（ア）サポートセンター会員のニーズにあった、趣味や体験等を通じた県内で出逢いの機会を提供する可能性のある団体等へ働きかけを行う。どういった団体等へ働きかけを行うかを提案すること。働きかけを行う団体等は、地域のバランスを考慮すること。働きかけの際には、その相手方が提供できそうな出逢いの場の具体例を予め用意しておく。団体等あわせて 180 程度への働きかけを想定。

（イ）（ア）で働きかけを行った団体等が持つ特長などを考慮し、連携することで魅力ある出逢いの機会が提供できる可能性のある団体同士の連携を自ら提案し、両者を引き合わせる。引き合わせ数は 25 組以上を想定。

（ウ）働きかけの際には、県が今年度実施する「複数企業による交流機会の提供補助事業」（別紙 2 参照）を活用してもらえよう、同事業のチラシ（チラシは県が提供）を配付し、説明を行うこと。

（エ）本事業による出逢い応援団体への登録は 50 以上、出逢いの機会の提供数（県内開催、最小催行人数 10 名、平均参加人数 16 名以上）は、今年度内に 30 回以上を目標としていることからこの目標を達成できるような手法及びスケジュールを提案・作成すること。出逢いの機会の提供時期は、集中しないようにすること。さらに、出逢い応援団体への登録状況や出逢いの機会の提供数の進捗状況を少なくとも月 1 回以上報告すること。

（オ）出逢いの機会を提供する団体等には、サポートセンターの「出逢い応援団体」に登録して

もらうこと。登録に向けては、団体等に関する情報や出逢いの機会の企画案等をまとめた資料の作成や申請手続きの代行など、登録にかかるサポートセンターや団体等の事務負担の軽減に努めること。

また、出逢いの機会（イベント）参加者の募集はサポートセンターがその会員向けに行うが、できるだけ多くの参加者が集まるよう、出逢いの機会（イベント）の周知方法を提案すること。

(カ) 本事業による実績が、(エ)に記載した目標数に届かなかった場合は、業務実施内容を詳細に聞き取った上で、その数の割合に応じ、委託費用について契約額からの減額を行う場合がある。

(キ) 本事業の実施にあたっては、サポートセンターの業務を把握したうえで、県及びサポートセンター運営事業者との連携を図ること。

②団体等の出逢いの機会の提供にかかるフォローアップ

本事業により出逢いの機会を提供した団体等に対し、今後も継続的に出逢いの機会の提供を行ってもらうため、出逢いの機会の提供実績、事業の反省点や今後の課題等についてのまとめたものをQA集として作成すること（電子媒体のみ）。課題の解決方法の記載にあたっては、出逢いの機会提供に成功している団体等への取材や書籍などを調査するとともに、サポートセンターとも連携すること。QA集は、上記団体等の次年度以降の活動につながるよう内容を工夫し、提案すること。その内容は、内閣府が設置した「結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する検討会」による提言（平成28年12月27日）内容のエッセンスを盛り込むなど、提言に配慮して作成すること。

QA集は、骨子案を平成29年12月中旬まで、原案を平成30年1月中旬までに提出し、交流会の開催前までに完成させること。

(4) 交流会の開催

出逢いの機会を提供する意欲のある団体等が交流できる場（交流会）を設け、今年度の活動報告や今後の活動計画等について情報交換ができるようにする。交流会は、多くの団体等が参加するよう内容や募集方法を工夫し、その手法を提案すること。開催時期は、平成30年2～3月中旬の間に行うこと。

(5) 実施報告

(2)の事業説明、(3)①の働きかけ、あるいはそれに代わる手法の現状及び結果等の報告、連携状況や出逢いの機会の提供数の進捗状況、交流会について、文書を作成し、少なくとも月1回以上県に報告すること。また、交流会については開催報告書を、事業全体については事業終了時に実施報告書作成すること。

(6) 成果品

QA 集

B5 4色フルカラー (30 ページ程度)

記録媒体：電子データ (ai データ、pdf、デジタルブック)

※働きかけツールを作成した場合は当該ツールを提出すること

開催報告書 冊子を作成 (A4 4色フルカラー (20 ページ程度、写真あり)) し、3部提出
交流会開催後、3週間以内に提出すること

実施報告書 冊子を作成し、3部提出

提出期限 実施報告書は、平成30年3月16日 (金) までに提出すること

5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者 (以下 (以下「更生 (再生) 手続中の者」という。)) のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項に定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。その他は、契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 実施条件

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則に定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課 担当：松永、川端

TEL：059-224-2304 FAX：059-224-2270 MAIL：shoshika@pref.mie.jp